

令和3年度

交通事故被害者のご家族への援護金のしおり

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金では、交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。

※交通遺児等…交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により死亡又は重い障害を負った保護者に養育されている児童又は生徒

援護金

※返還する必要はありません。

I 給付対象の子ども

埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成15年4月2日以降に生まれた子どもで、下表に掲げる世帯に属する者

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

II 給付額

子ども1人につき

100,000円

III 給付時期

令和4年5月上旬(4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

IV 給付の申し込み期限

令和4年1月31日(月)まで



V 申し込みに必要な書類

◆新しく給付を申し込まれる方

下表をご覧の上、交通遺児等援護金給付申請書(様式第3号)などの必要書類を提出してください。

※保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は、障害を証明する書類も添付してください。

必要書類

- 交通遺児等援護金給付申請書(様式第3号)
- 交通事故証明書(写)又は死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による診断書(写)
- 世帯全員の住民票の写し
※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
申請日前3か月以内に発行されたもの
- 給付対象の子どもを除く世帯全員の課税証明書又は非課税証明書(令和3年度証明書(令和2年所得分))
※非課税証明書については、なるべく所得金額が記載されているものをお願いします。
- 高等学校、各種学校等に在学する子どもについては在学証明書

◆過去に給付を受けたことのある方

現況確認をさせていただきますので、お手元に確認書(11月下旬送付予定)が届きましたら、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、ご返送ください。なお、審査の結果により、支給が停止される場合があります。

なお、申請された事項に変更が生じた場合は、みずほ信託銀行 浦和支店 個人営業課(☎048-822-0191)までご連絡ください。

援護一時金

※返還する必要はありません。

I 給付対象の子ども

埼玉県内に在住する令和2年4月1日以降に交通遺児等となった者
(交通遺児等になった日現在18歳以下)

II 給付額

子ども1人につき **100,000**円 (1回のみ)

III 給付時期

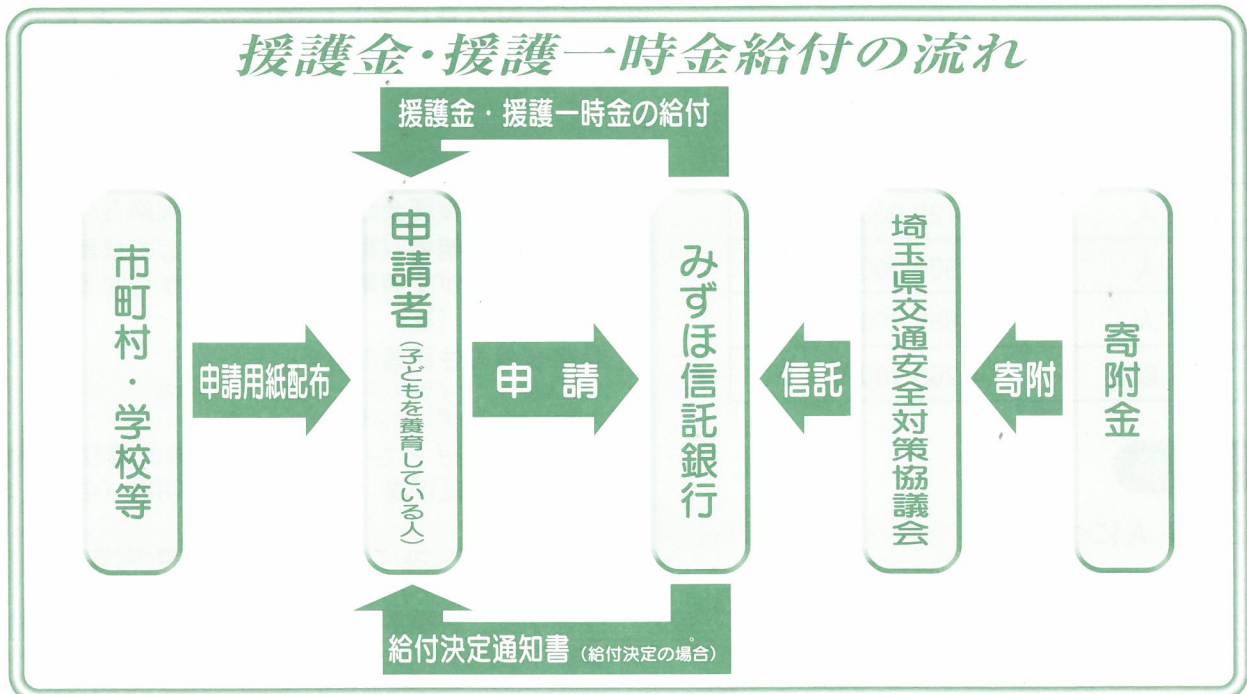
令和3年11月上旬又は令和4年5月上旬
(10月末又は4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

IV 給付の申し込み期限

令和3年8月31日(火)まで(11月支給分)
令和4年2月28日(月)まで(5月支給分)

V 申し込みに必要な書類

- ・交通遺児等援護一時金給付申請書(様式第1号)
- ・交通事故証明書(写)又は、死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による診断書(写)
- ・世帯全員の住民票の写し
※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、申請日前3か月以内に発行されたもの
- ・保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は、障害を証明する書類



● 申請書の提出先

みずほ信託銀行株式会社 浦和支店 個人営業課
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18 ☎048-822-0191

● 問合せ先

埼玉県交通安全対策協議会 ☎048-825-2011
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2955

※市町村にも同様の援護制度がある場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。